

木曾川沿川濃尾連携の会「木曾川連携クラブ」規約

(名称)

第1条 本会は、木曾川連携クラブ（以下「連携クラブ」という）と称する。

(目的)

第2条 連携クラブは、木曾川沿川濃尾連携の会が行う情報発信による連携事業に協力・賛同し、木曾川を軸に官民協働して美濃・尾張の人と情報の交流を促進するとともに、地域・施設をネットワーク化するなどの連携を図り、既存資源に新しい魅力と活力を吹き込み、木曾川沿川地域の活性化をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 連携クラブは前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 木曾川沿川地域の交流と連携の情報発信する場とする。
- (2) 木曾川をキーワードとしたネットワーク化による情報紙の発行に賛助し官民の交流を行う。

(組織)

第4条 連携クラブは、木曾川沿川地域の交流と連携をめざす企業、団体、有志、連携施設等官民幅広いメンバーからなる自由な連携ネットワークとする。

2 連携クラブには、代表者と世話役人をおき、世話役人は会員よりの立候補より選出するものとする。また、代表者は世話役人より選出する。

3 代表者は連携クラブを代表し、連携の会の会員を勤めるものとする。

(入会)

第5条 会員になろうとするものは、連携クラブに対し入会申込書を提出する。

(会費)

第6条 会員は連携クラブに対し年会費を納めなければならない。会費は法人会員一口30,000円（一口以上）とし特別法人会員は一口30,000円（三～十口以上）とし、個人会員は3,000円（一口以上）とする。また既納の会費は返還しない。

(特典)

- 第7条 会員は情報紙に、名前を掲載される。
- 2 パブリシティとして情報紙から会員情報を発信することができる。
- 3 ビジネスチャンスなど創出の機会を提供する。
- 4 木曾川沿川濃尾連携の会が開催する関連事業に優先的に参加できる。
- 5 情報誌「きそがわ かわなみ通信」をお送りする。

(退会)

- 第8条 会員は、いついかなる時でも自由に退会できるが、退会の際には退会申込書を提出しなければならない。

(事務局)

- 第9条 事務局は木曾川沿川濃尾連携の会の事務局が兼ね、事務作業を行う。

附 則

この規約は平成12年4月19日から施行する。

この規約は平成13年4月5日から施行する。